

<第1部 まちづくりや土地利用計画と連携した流域治水の本格的実践>

# 大和川流域における流域治水の実践について

---

令和5年1月17日

国土交通省 近畿地方整備局  
大和川河川事務所長 山本浄二

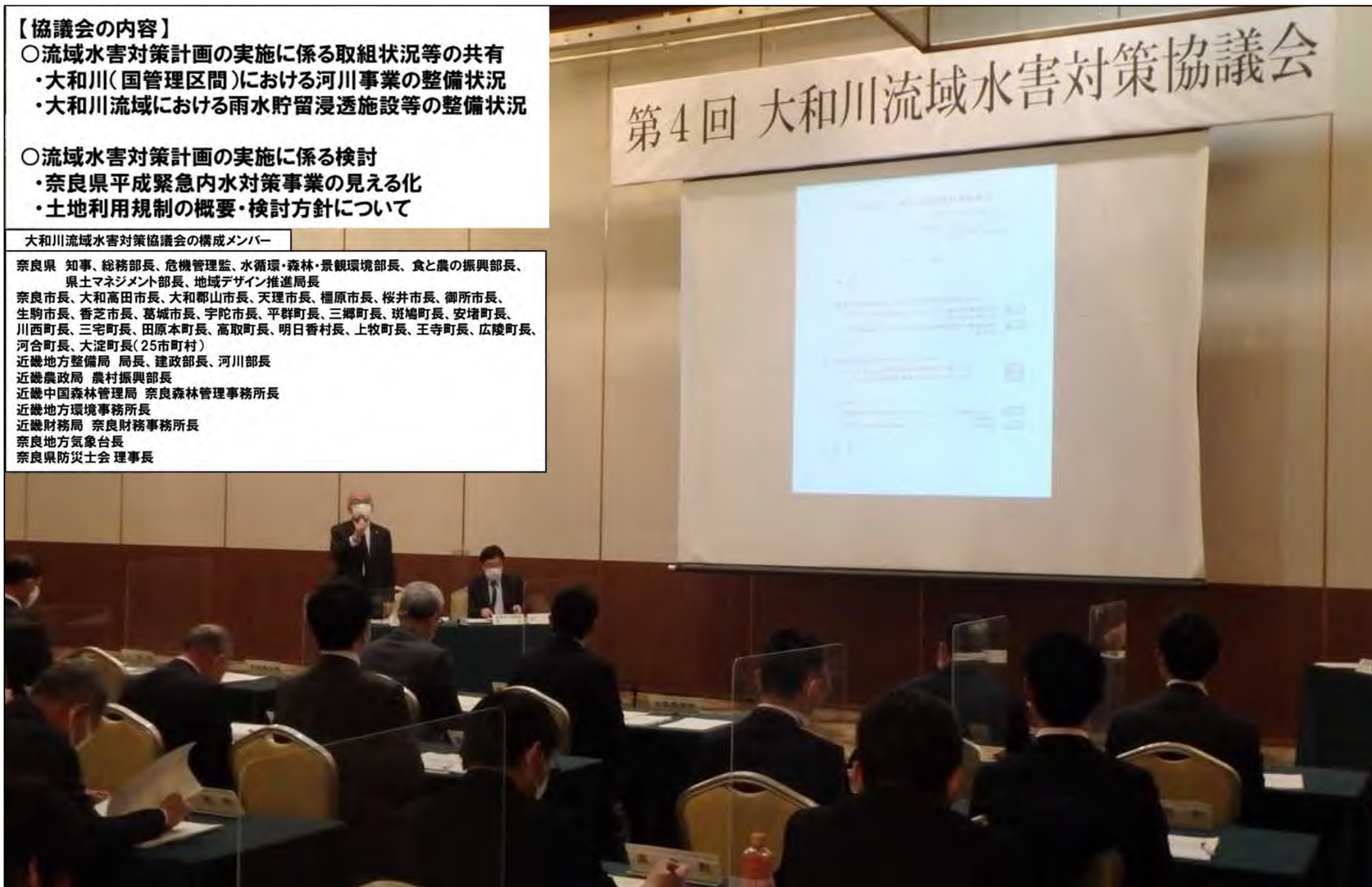
---

## 【協議会の内容】

- 流域水害対策計画の実施に係る取組状況等の共有
  - ・大和川(国管理区間)における河川事業の整備状況
  - ・大和川流域における雨水貯留浸透施設等の整備状況
- 流域水害対策計画の実施に係る検討
  - ・奈良県平成緊急内水対策事業の見える化
  - ・土地利用規制の概要・検討方針について

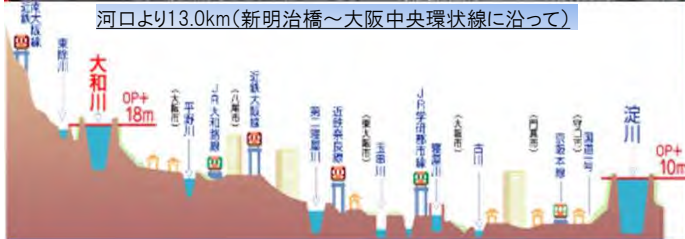
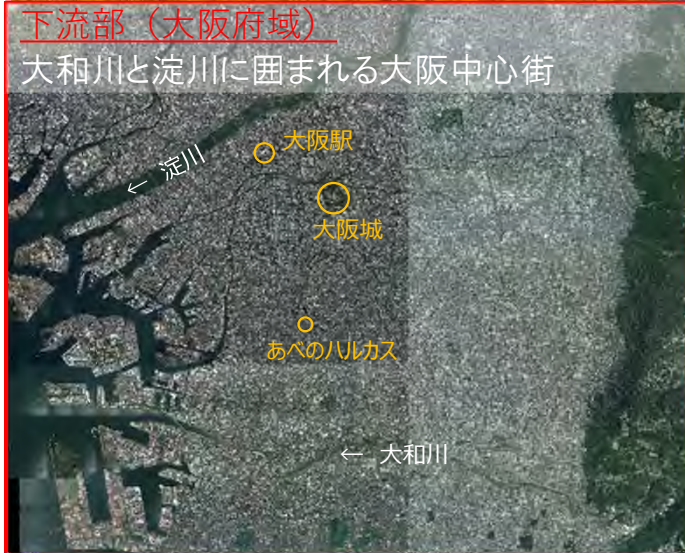
## 大和川流域水害対策協議会の構成メンバー

奈良県 知事、総務部長、危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、  
県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長  
奈良市長、大和高田市長、大和郡山市長、天理市長、橿原市長、桜井市長、御所市長、  
生駒市長、香芝市長、葛城市長、宇陀市長、平群町長、三郷町長、斑鳩町長、安堵町長、  
川西町長、三宅町長、田原本町長、高取町長、明日香村長、上牧町長、王寺町長、広陵町長、  
河合町長、大淀町長(25市町村)  
近畿地方整備局 局長、建政部長、河川部長  
近畿農政局 農村振興部長  
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長  
近畿地方環境事務所長  
近畿財務局 奈良財務事務所長  
奈良地方気象台長  
奈良県防災士会 理事長

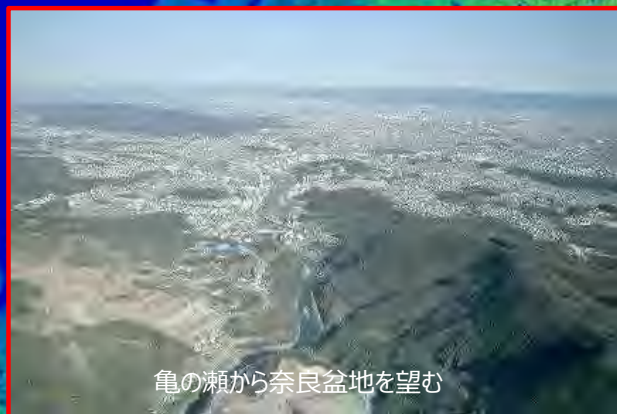


1. 大和川(奈良県域)における流域治水
2. 大和川遊水地による内水被害対策
3. 水害リスクを踏まえた土地利用規制の検討

1. 大和川(奈良県域)における流域治水
2. 大和川遊水地による内水被害対策
3. 水害リスクを踏まえた土地利用規制の検討

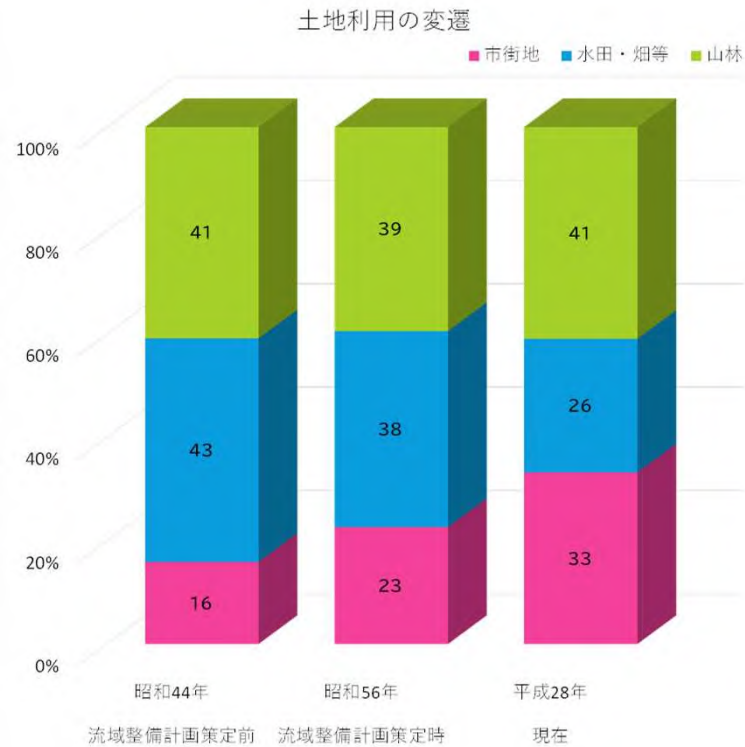
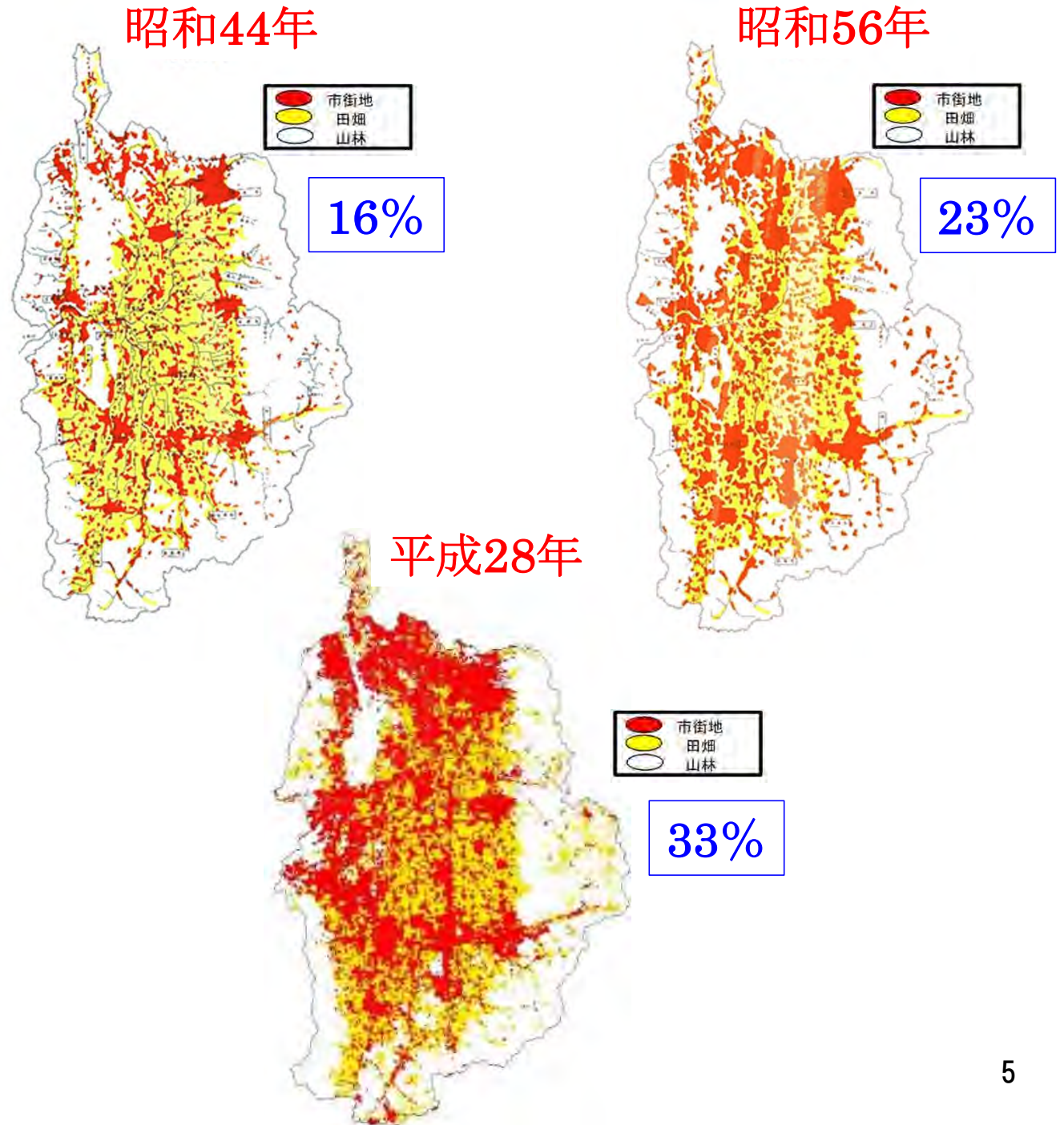


**亀の瀬狭窄部**  
大阪と奈良の府県境に位置し、  
治水上のボトルネック。  
日本有数の地滑り地帯が存在



**上流部 (奈良県域)**  
奈良盆地で放射状に広がる支川  
が集中して大和川に合流

流域内の市街地は昭和44年には流域の約16%に過ぎなかったが、昭和56年には約23%、平成28年には約33%となっており、佐保川、竜田川、富雄川、葛下川流域等の都市化の進展が著しい。



出典: 昭和44年、昭和56年は「大和川流域整備計画」より、平成28年は国土数値情報「土地利用細分メッシュ」を用いて集計

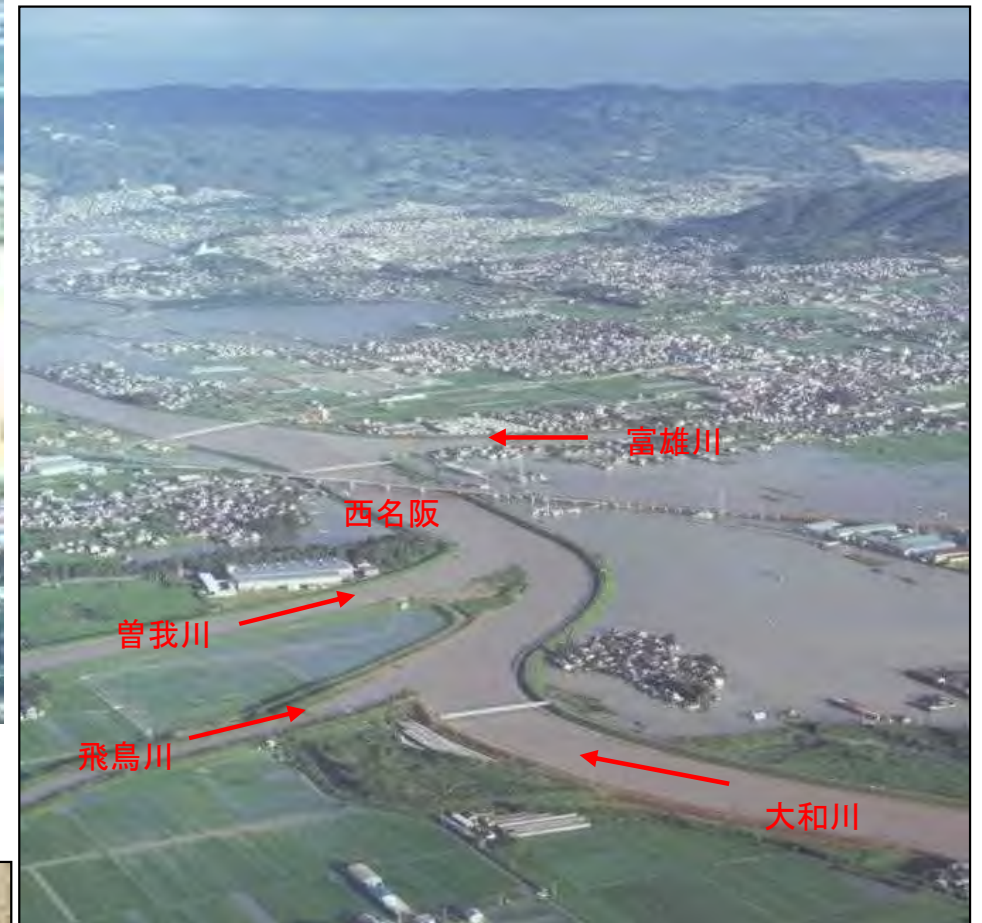
## 王寺町中心部周辺の被害状況



王寺駅付近

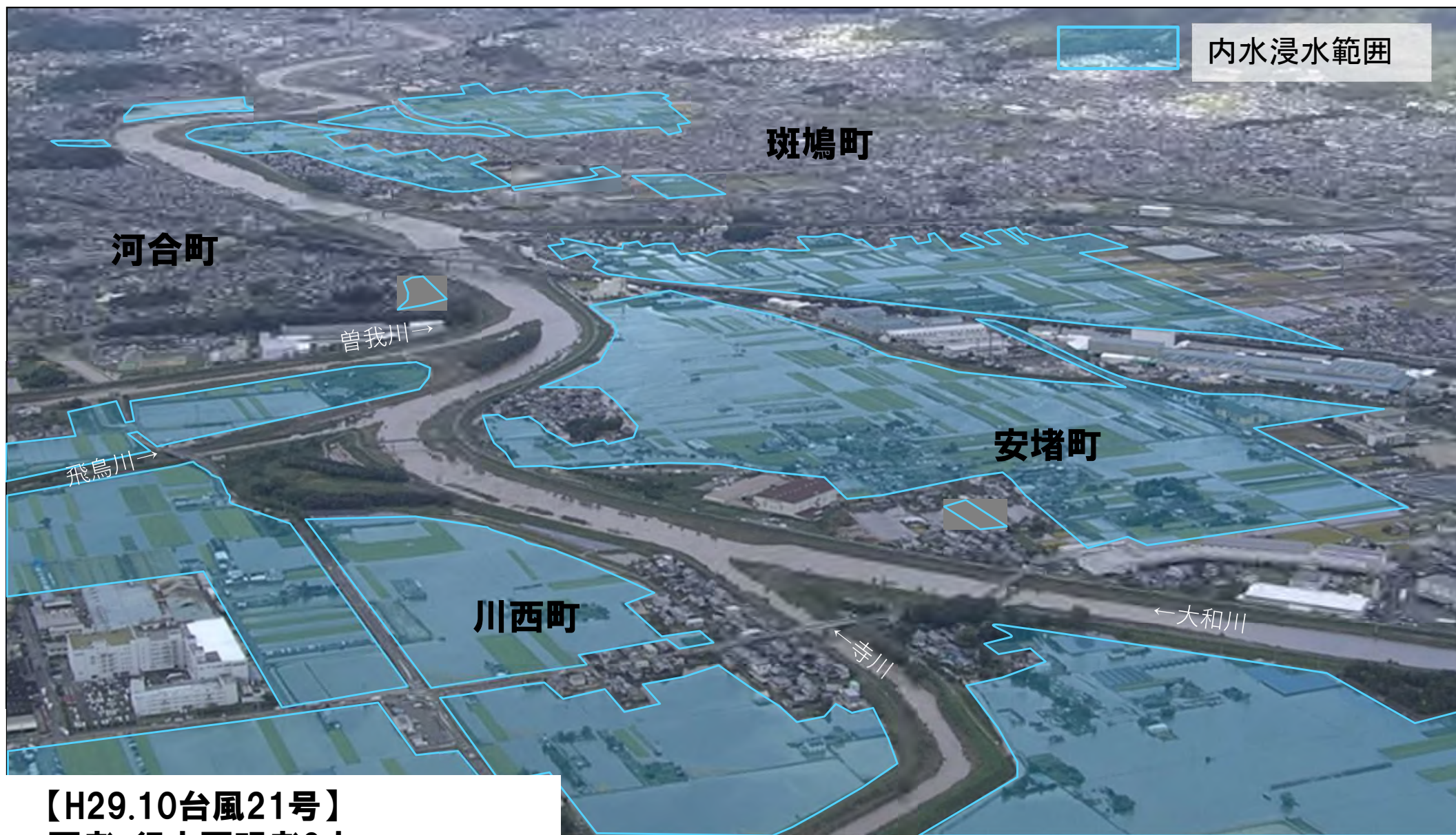


## 三川合流付近



**【S57.8台風10号及び前線】**  
死者・行方不明者0人  
家屋全半壊256戸  
床上浸水2,983戸、床下浸水7,387戸

## 奈良県川西町、安堵町、河合町、斑鳩町等の被害状況



【H29.10台風21号】

死者・行方不明者0人

家屋全半壊1戸

床上浸水78戸、床下浸水180戸



## 総合治水対策の具体的な取組

- ・ 昭和 5 8 年 大和川流域総合治水対策協議会設立
- ・ 昭和 6 0 年 大和川流域整備計画策定



昭和57年の大和川大水害を契機に国・県・市町村・民間が連携して総合治水に取り組んできました。さらに、平成30年4月に条例を施行し、浸水被害を軽減する対策に取り組んでいます。

・昭和58年 大和川流域総合治水対策協議会設立 ・昭和60年 大和川流域整備計画策定

## 「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」

浸水被害を軽減する3本柱  
『ながす・ためる・ひかえる』

降った雨を安全に流すため、河川や遊水地の整備を行います。



ながす  
対策

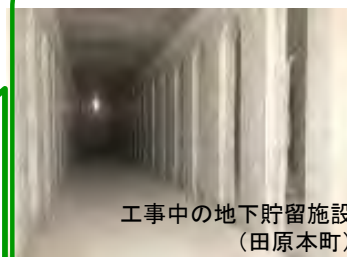
連携  
協働

ひかえ  
る対策

ためる  
対策

降った雨が一気に流れでないように、一時的に貯める対策を行います。

奈良県平成緊急  
内水対策事業



内水による浸水被害  
解消に取り組む市町  
に助成します。

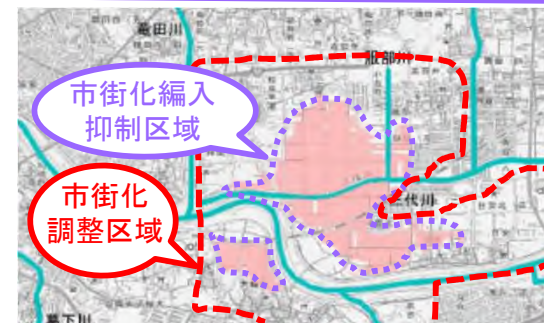
民間事業者による  
防災調整池の設置



浸水のおそれのある区域は原則として、市街化区域への編入を抑制します。



市街化区域への編入を抑制  
することで、将来の浸水被害  
に対する安全性を確保します。



## これまで

- **大和川流域総合治水対策**の推進(S60年度～)
  - ・ながす対策(治水対策)
  - ・ためる対策(流域対策)
- **浸水常襲地域**における河川改修や水路改修などの対策の推進(H20年度～)

## 平成30年5月 キックオフ

- 新たな「**ためる対策**」として、
- **奈良県平成緊急内水対策事業**に着手
- ・喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携して、対策に必要な貯留施設を整備



**平成29年10月台風21号による大規模な内水浸水被害の発生**

## 【イメージ図】



**洪水吐**  
想定以上の洪水の場合は上部の越流堤から洪水を排出

**放流口**  
出口を小さくし、下流への負担を軽減

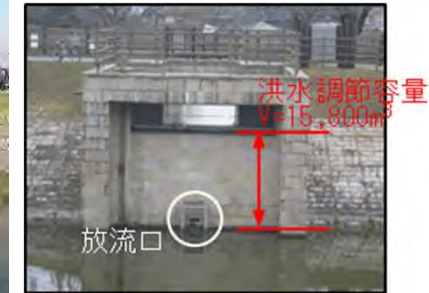
**洪水調節容量**

**ため池の治水利用**  
地域の保水機能を高めるため、大雨時に、より多くの水を貯められるよう既存のため池施設を一部改良することで、洪水時に下流域の負担を軽減します。

**ため池の保全**  
ため池は築きを古く、漏水や崩壊の恐れがあるため、ため池の維持管理が重要です。

凡 例	
総合治水	ながす対策(治水対策)
	ためる対策(流域対策)
	浸水常襲地域対策
	奈良県平成緊急内水対策地区
	その他浸水地区

●ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。



ため池治水利用 (鰻堀池・大和郡山市)



ため池治水利用 (阪手二丁池・田原本町)



池底まで汲み上げるためのポンプ施設

【ため池の現存数:2,650箇所】

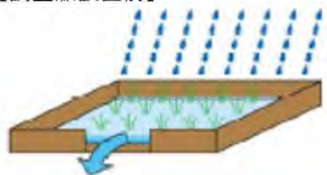
(ため池治水:147箇所、対策量:1,447,981m<sup>3</sup>)

## ●水田貯留(流域対策)

### 水田貯留の効果

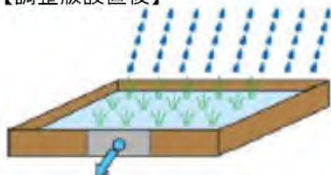
水田貯留は、各田んぼがダムのように働きをして水を貯めるため、排水路を流れる水量が減り、集落の浸水被害を軽減する。

【調整版設置前】



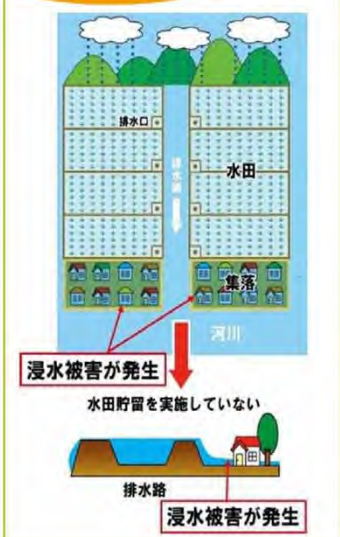
調整版を設置していない状態では水田の水が排水口全体から排水される

【調整版設置後】

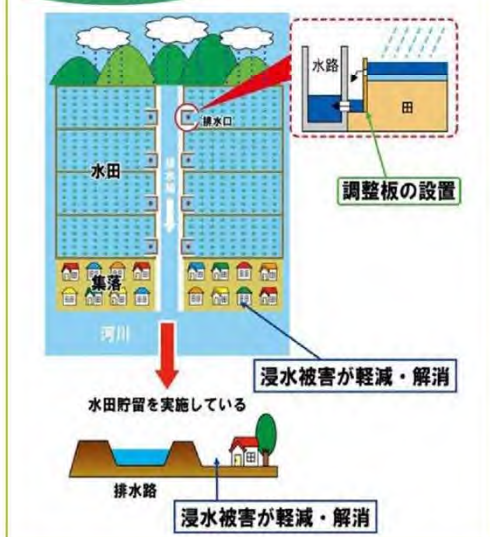


調整版を設置すると、排水量を減らすことができ、これまで以上に水田に貯留することが可能となる

実施しない場合



実施した場合

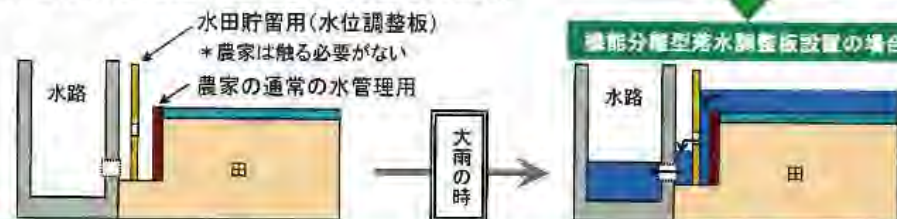


注目

### 機能分離型落水調整板とは

機能分離型落水調整板とは、下図の通り、農家の通常の水管理に使用する堰板とは別に、排水路の中に設置する水田貯留用の調整板のことで、この方式を用いると、通常の水管理とは機能が分離しているため、農家の方は調整板を触る必要がありません。

この方式を用いると、通常の水管理とは機能が分離しているため、農家の方は調整板を触る必要がありません。



一体型落水調整板設置の場合



機能分離型落水調整板設置の場合



水田貯留用一筆排水柵(正面から見たところ)



水田貯留用一筆排水柵(上から見たところ)



# 奈良県平成緊急内水対策事業

着工前



現状(施工中)



葛下流域貯留施設  
(王寺町葛下3丁目地区)

計画容量 32,700m<sup>3</sup>

◎垂直補完による受託工事

(イメージ図)



高田土木事務所駐車場地下貯留施設  
(大和高田市栄町地区)

計画容量 1,700m<sup>3</sup>

◎垂直補完による受託工事  
(R5.3月着手予定)

● : 施工中の地区(R4年度末時点見込)

※ 供用済の地区を含む



番号	市町名	地区名
①	大和郡山市	北郡山町地区
②	三郷町	勢野東5丁目地区
③	王寺町	葛下3丁目地区
④	広陵町	大場地区
⑤		中地区
⑥		三吉地区
⑦	田原本町	阪手南地区
⑧	大和高田市	栄町地区
⑨	御所市	今住地区



完成(供用済)

社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設  
(田原本町阪手南地区)

容量 5,000m<sup>3</sup>

着工前



現状(R5年2月完成予定)

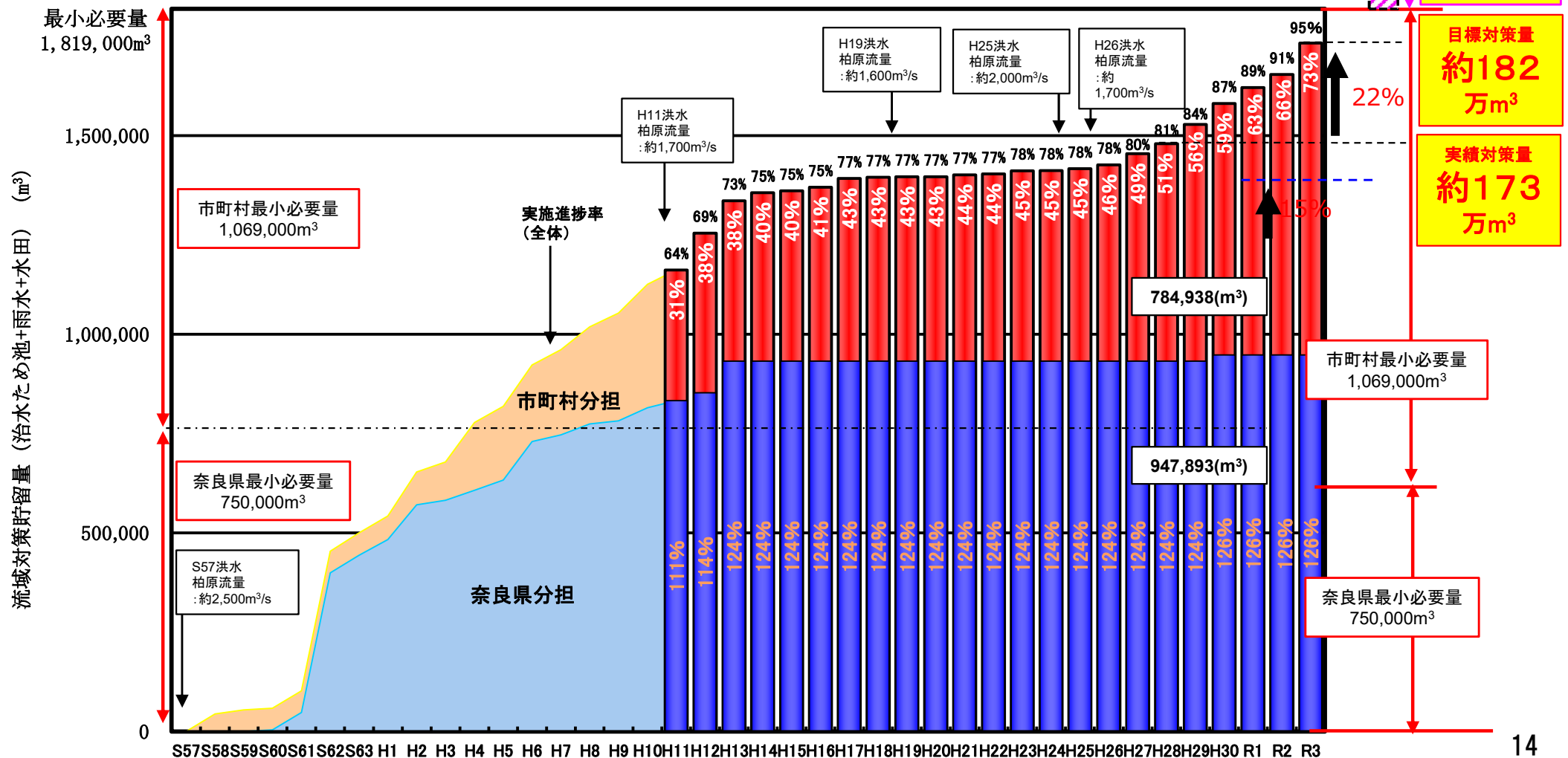
今住流域貯留施設  
(御所市今住地区)

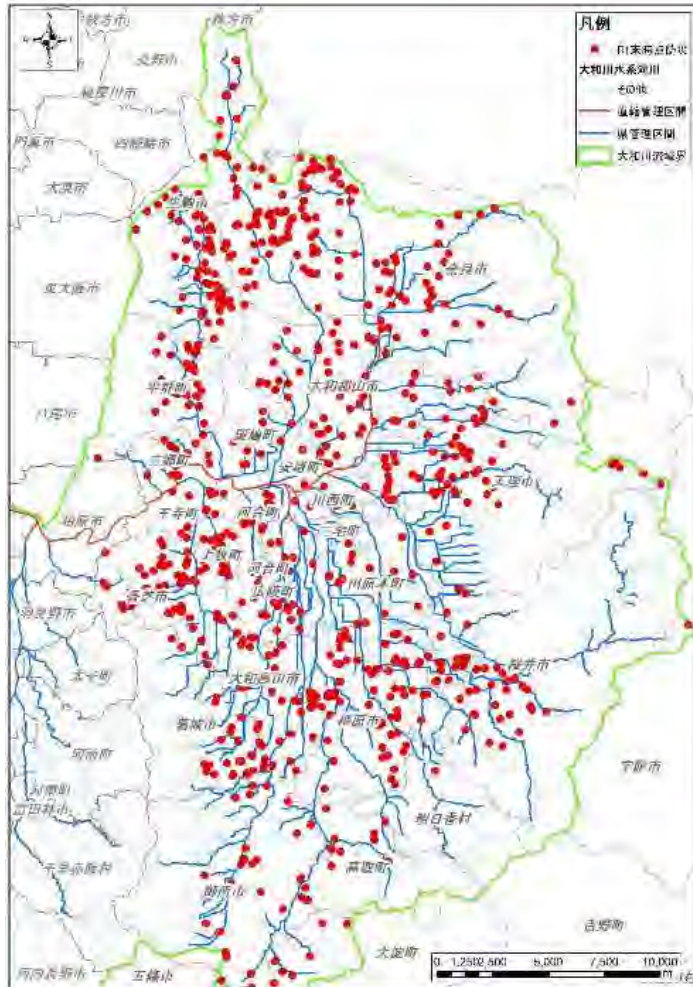
計画容量 3,530m<sup>3</sup>

- ◆ R4.3現在で、計画目標量の**95%**の達成状況となっており、県では**126%**の達成状況となっている。
- ◆ 市町村では、計画目標量の**73%**の達成にとどまっているものの、平成28年度以降、進捗率は**22%**伸びている。

※ 水田貯留による対策量を含む

## 流域対策(ため池治水利用+雨水貯留浸透施設+水田貯留)の進捗状況



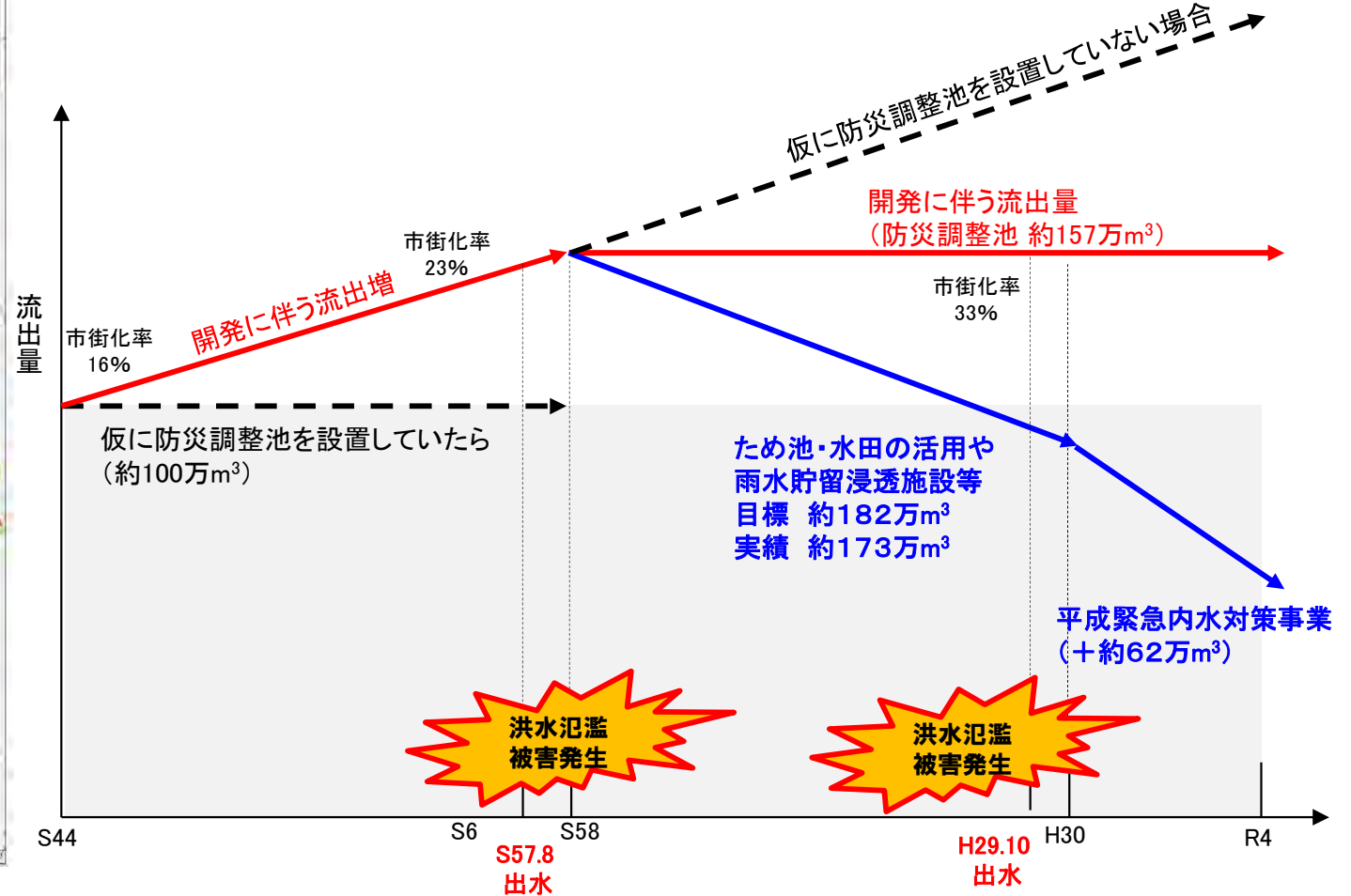


【防災調整池位置図】

(916箇所、対策量: 1,567,135m<sup>3</sup>)



## 大和川流域に開発における流出抑制量の推移イメージ





## 大和川水系流域図



特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川  
流域面積：712km<sup>2</sup> (流域内の市町村数 25)



- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行  
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1~)  
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5~)  
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備

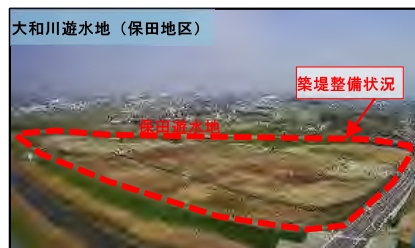


大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.19開催)  
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

## 特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

### ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化  
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



### 流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備  
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用  
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用  
雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援  
補助率の高上げ (補助率1/3⇒1/2)  
固定資産税を1/6~1/2に軽減



### 水害リスクを踏まえた土地利用

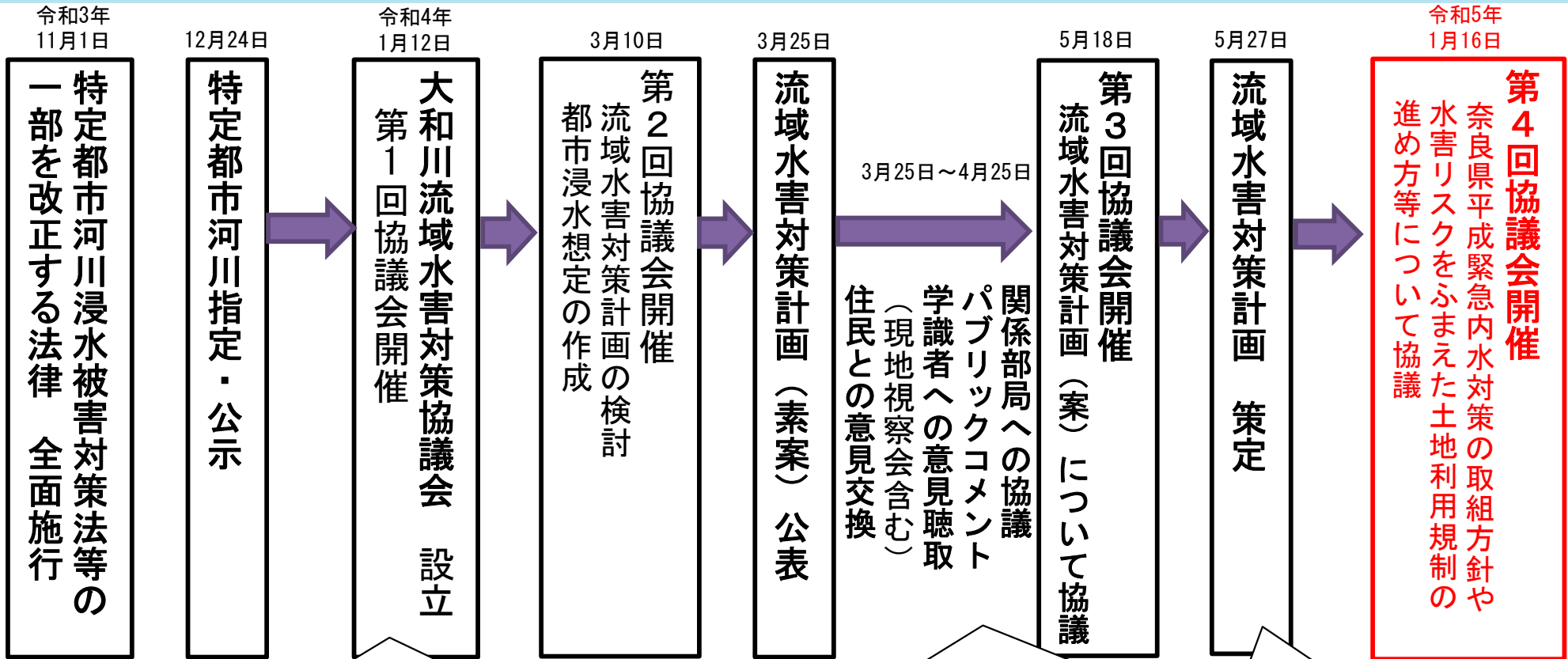
- 浸水被害防止区域の指定  
貯留機能保全区域の指定  
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

＜浸水被害防止区域の指定による規制の例＞  
その土地で農業等を営む方の住宅の建築  
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる  
農地における食料品店や診療所の建築  
⇒原則、開発禁止となる\*

\*R4.4.1改正都市計画法施行後



市街化編入抑制区域\*の指定状況  
※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域



## ■大和川流域水害対策協議会の設立



### 【構成員】

奈良県(知事、総務部長、危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長)  
流域内25市町村の長、下水道管理者  
近畿地方整備局(局長、建政部長、河川部長)  
近畿農政局(農村振興部長)、奈良森林管理事務所長  
近畿地方環境事務所長、奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、奈良県防災士会理事長

### 【協議事項】

- ・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
- ・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整

## ■大和川流域水害対策計画(素案)に対してパブリックコメント・住民意見交換会・学識経験を有する者への意見聴取を実施

### 【住民意見交換会】



### 【現地視察会】



(田原本町で実施中の流域対策)

## ■大和川流域水害対策計画策定



(計画策定者) 近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長  
 (計画の目標) ・流域全体では、昭和57年8月降雨に対し、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害の解消、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においても住民の安全確保  
 ・重点地区では、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害を解消  
 ・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む  
 (計画の期間) 概ね20年

## 特定都市河川流域図

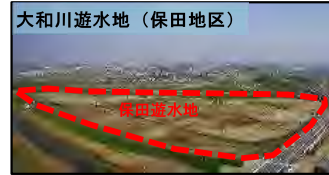


## ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

### <河川区域における対策>

#### ○河川整備

河道改修や遊水地等の整備



#### ○既存ダムの洪水調節機能強化

既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)における事前放流の実施

### <集水域における対策>

#### ○下水道整備

- 雨水管渠整備、既設ポンプ施設の維持・更新
- 内水ポンプ施設の運転操作ルール策定



#### ○流域対策

- 既存ため池の放流口の改修や事前放流によりため池の水位を下げ雨水を一時的に貯留させる等、ため池の治水利用を推進
- 水田の排水口に調整板を設置し、排水量を調整する水田貯留を推進
- 浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進
- 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに上乘せし、対策を一層推進



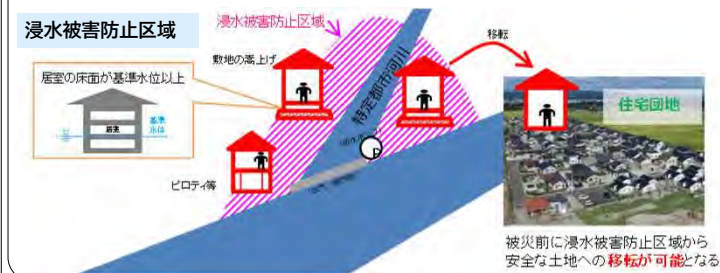
## ②被害対象を減少させるための対策

### ○貯留機能保全区域の指定

- 都市浸水想定区域や条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- 先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定を検討

### ○浸水被害防止区域の指定

- 都市浸水想定区域及び水害リスクマップ、『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- 先行して川西町、田原本町などで区域の指定を検討



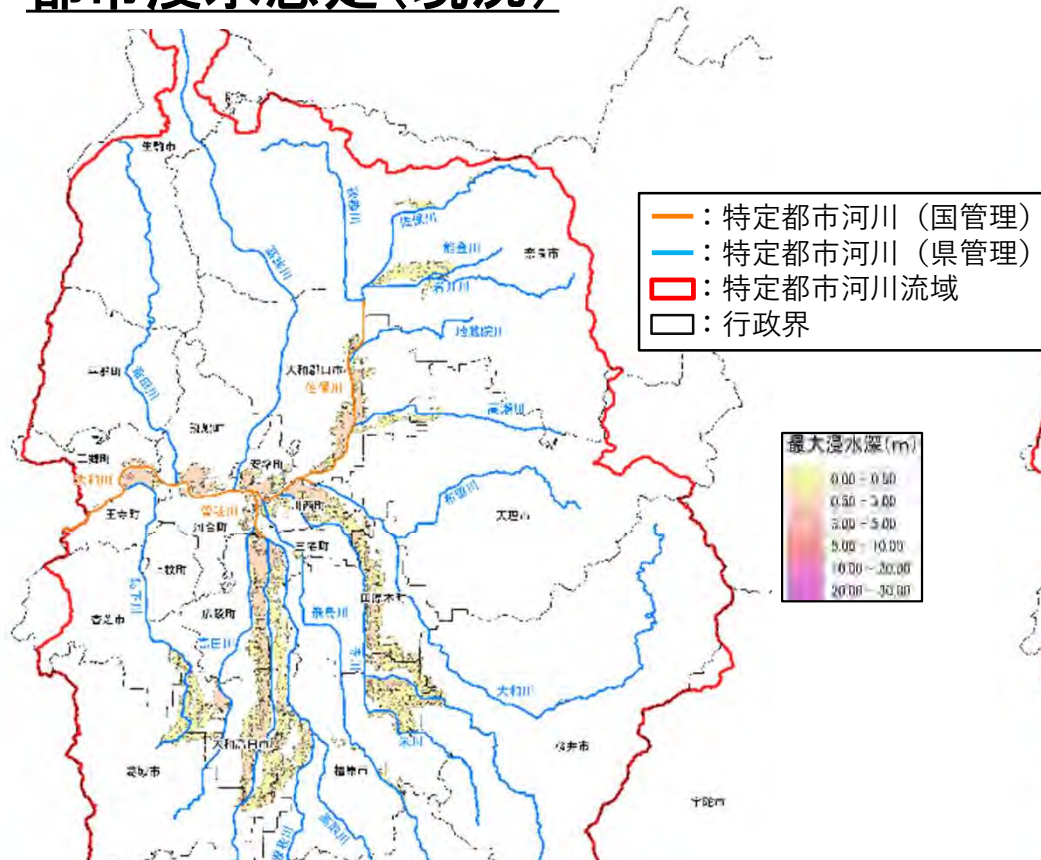
## ③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- 減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- 洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- 小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底



【基本的な考え方】 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえる

## 都市浸水想定(現況)



## 都市浸水想定(ハード整備後)



		都市浸水想定	ハード整備 <sup>※1</sup> 実施後の浸水想定区域図(参考)
浸水戸数(戸) <sup>※2</sup>		11,040	1,527
浸水面積(ha) <sup>※2</sup>		540	84
計算条件	河道	本川: 現況河道 支川: 現況河道(遊水地含む)	本川: 河川整備計画河道(遊水地含む) 支川: 河川整備計画河道(遊水地含む)
	流域対策		ため池の治水利用 ため池の保全 雨水貯留浸透施設 水田貯留



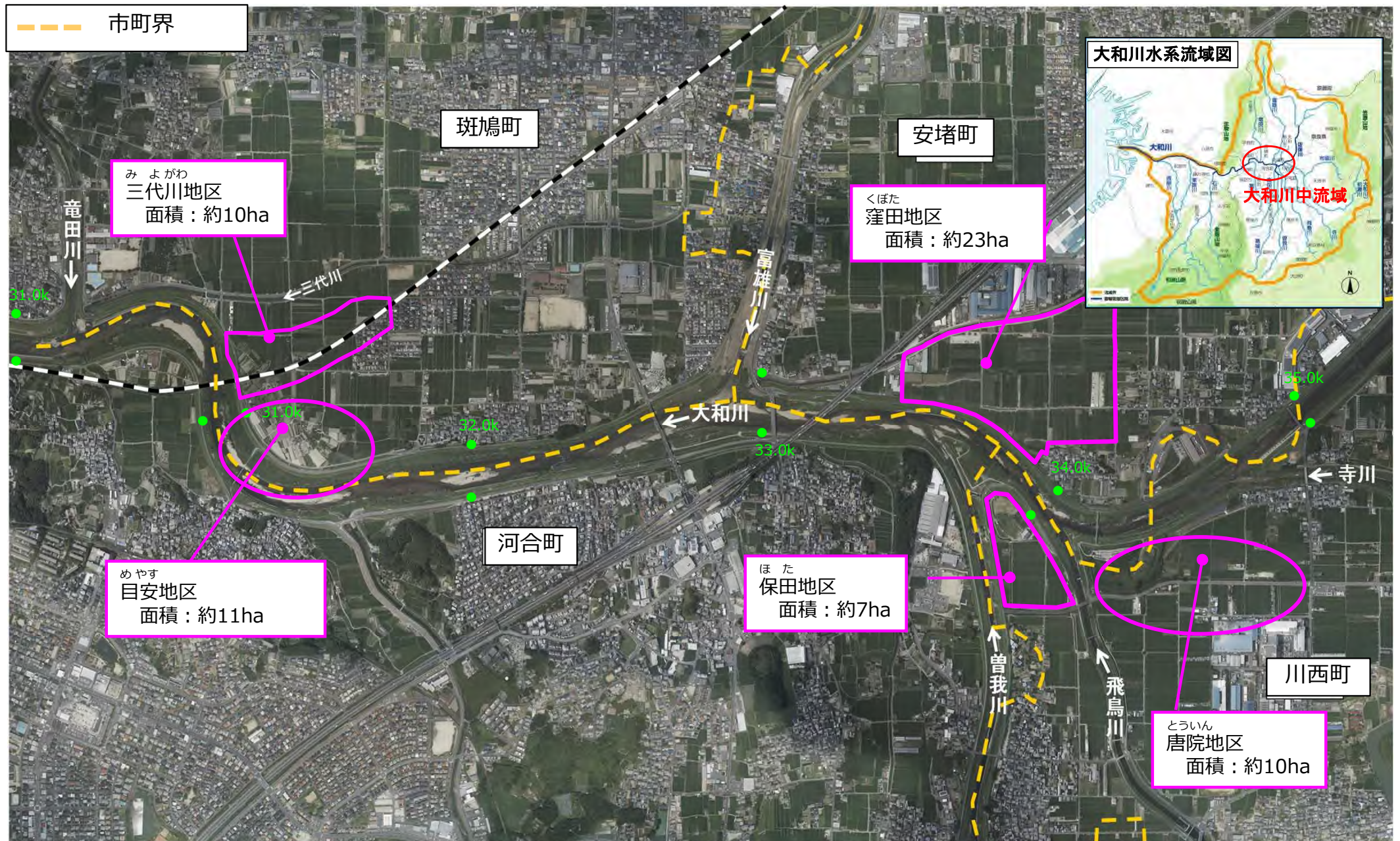
**課題**  
 大和川(国管理区間)沿川  
 は内水による床上浸水被害  
 が残る

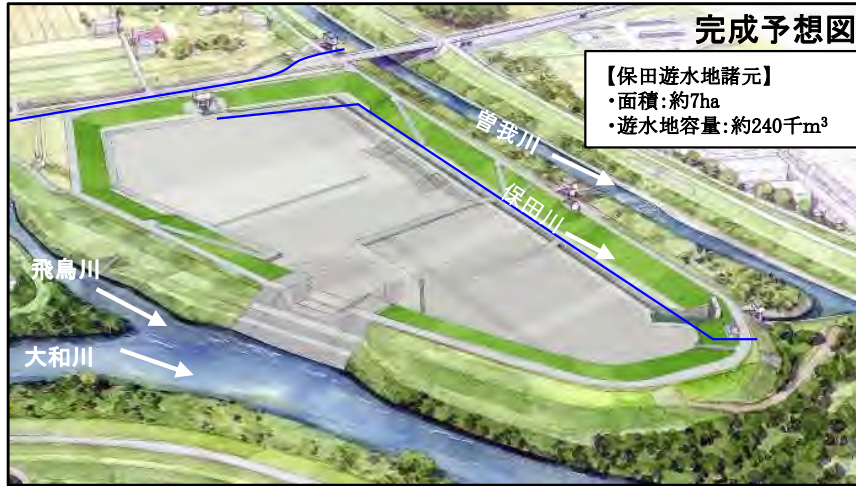
市町村	床上浸水戸数(戸)	
	ハード整備後	
河合町	21	
川西町	5	
斑鳩町	146	
安堵町	46	
大和郡山市	23	

1. 大和川(奈良県域)における流域治水

2. 大和川遊水地による内水被害対策

3. 水害リスクを踏まえた土地利用規制の検討





【整備状況(R4.12月末時点)】

- ・周囲堤 :残り120m(80m工事中) / 全長740m
- ・囲ぎよう堤 :残り 0m / 全長300m(完了)
- ・越流堤 :残り100m / 全長100m
- ・樋門 :残り1基(工事中) / 3基
- ・保田川水路工 :残り1,150m / 全長1,150m
- ・遊水地内掘削 :残り47,000m<sup>3</sup> / 48,000m<sup>3</sup>
- ・コンクリート張り工 :残り約35,000m<sup>2</sup> / 約35,000m<sup>2</sup>

【用地状況(R4.12月末時点)】

- ・用地取得 :完了
- ・物件補償 :完了





凡例

<span style="color: red;">—</span>	工事中
<span style="color: green;">—</span>	残工事

【整備状況(R4.12月末時点)】

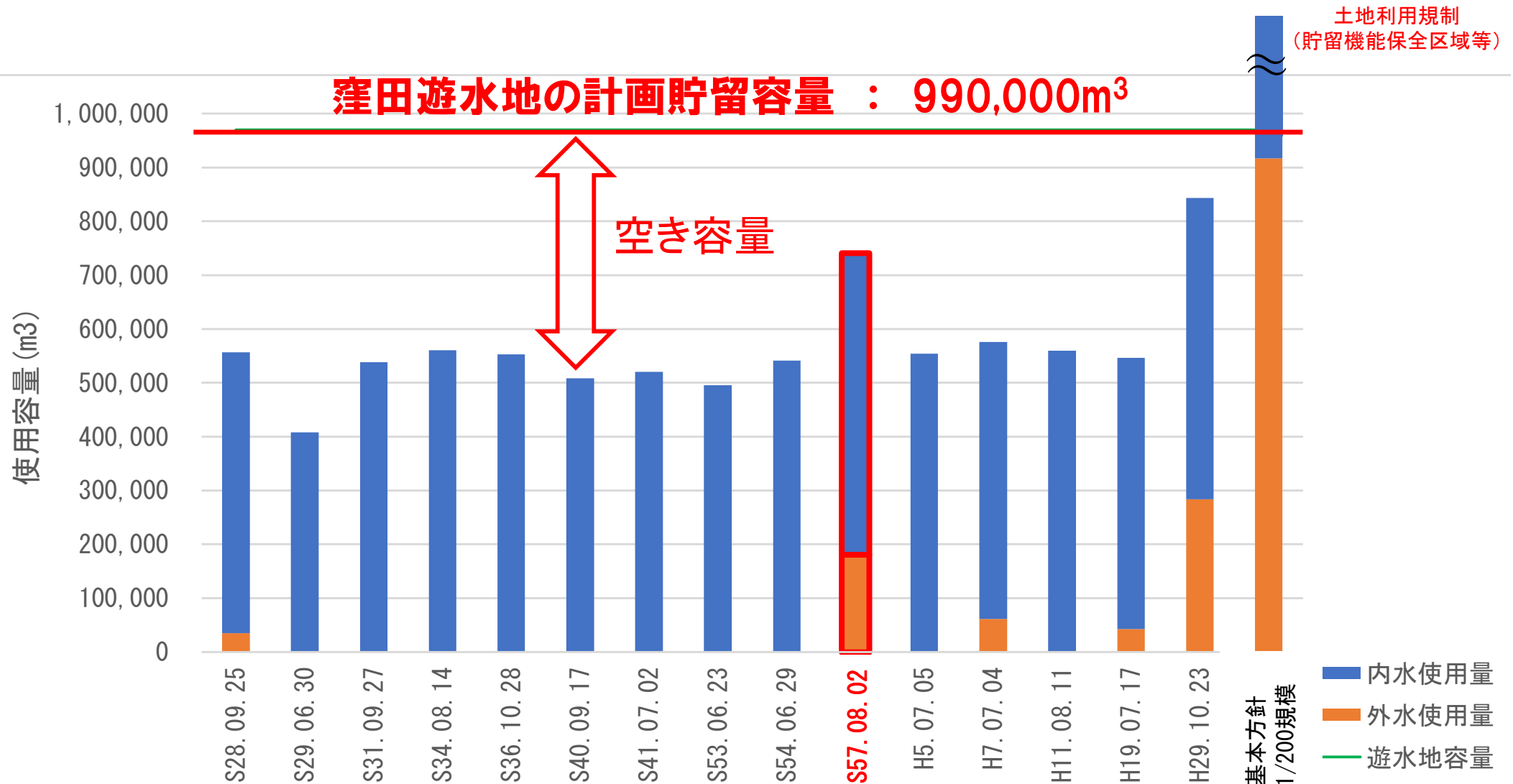
- ・周囲堤 : 残り1,400m / 全長1,400m
- ・囲ぎよう堤 : 残り180m / 全長180m
- ・越流堤 : 残り80m / 全長80m
- ・樋門 : 残り4基(1基 仮締切工設置中) / 4基
- ・水路工 : 残り1100m(320m工事中) / 全長1100m
- ・遊水地内掘削 : 残り282,000m<sup>3</sup> / 310,000m<sup>3</sup>
- ・コンクリート張り工 : 残り約120,000m<sup>2</sup> / 約120,000m<sup>2</sup>
- ・水防拠点 : 残り1式 / 1式

【用地状況(R4.12月末時点)】

- ・用地取得 : 未完了(残り水防拠点用地)
- ・物件補償 : 未完了(残り電柱(関電、NTT)、送水管、水道)

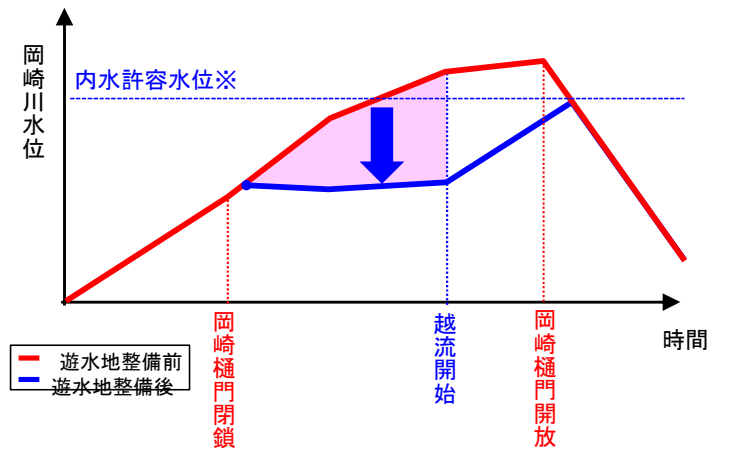
## 窪田遊水地における貯留シミュレーション結果

- ・過去の実績洪水(15洪水)の内外水を貯留、基本方針規模(1/200対象)では、内水の貯留量は大きく不足
- ・中小規模の洪水に対しては、外水だけでなく、内水も取り込むことで内水浸水被害の軽減を図ることが十分可能
- ・都市浸水想定(計画対象降雨:昭和57年8月降雨)に対しても、床上浸水被害の解消が可能

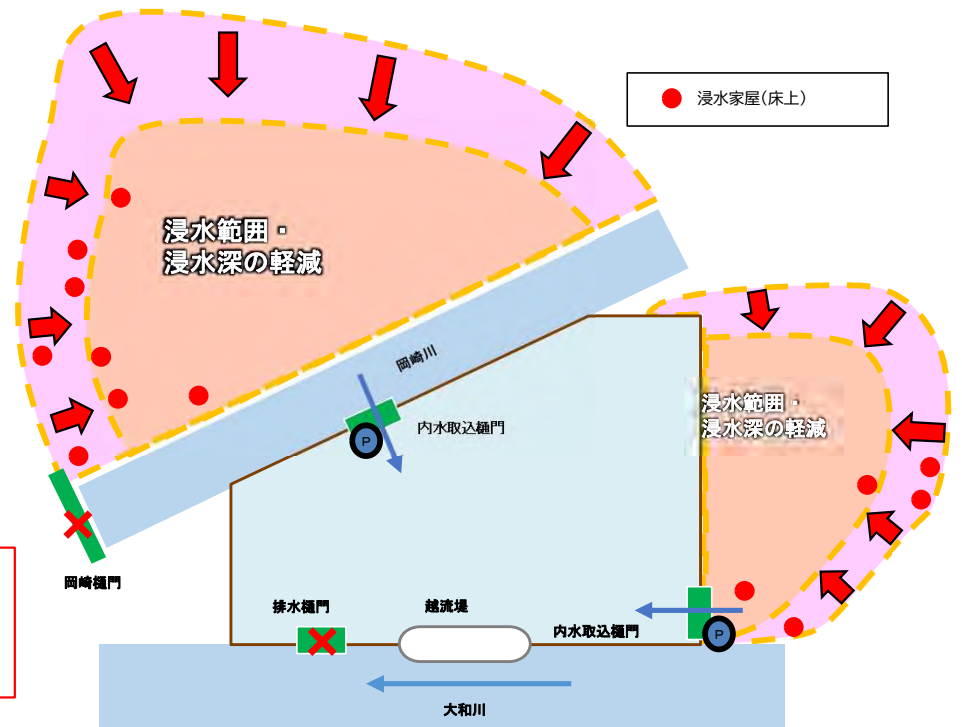




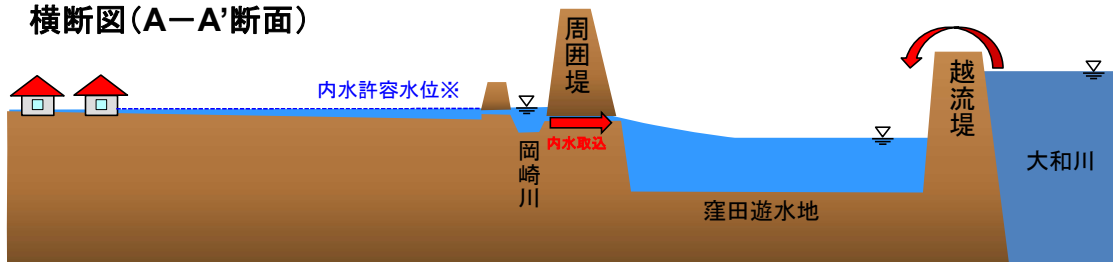
○岡崎川の水位低減による被害軽減



○内水取込による浸水範囲・浸水深の軽減



横断面図(A-A'断面)



・都市浸水想定(計画対象降雨:昭和57年8月降雨)に対して、床上浸水被害を解消するため、岡崎川と大津井川から遊水地に河川水を取り込む

S57.8洪水における浸水範囲(遊水地整備前)

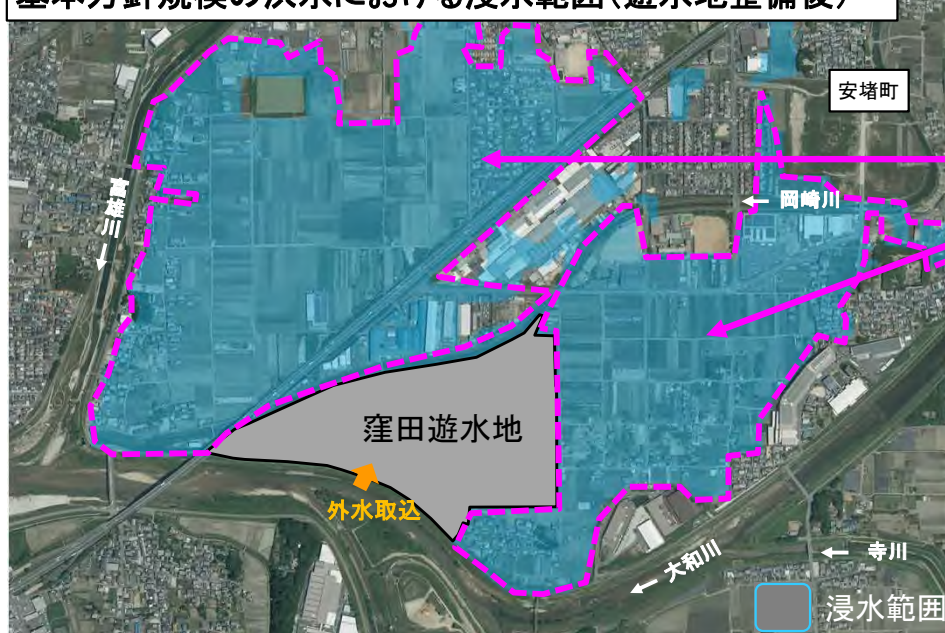


S57.8洪水における浸水範囲(遊水地整備後)



一方、**1/200基本方針規模等**の大きな洪水に対しては、内水による浸水被害が生じることから、今後新たな被害対象家屋等が立地しないよう**土地利用規制**によるソフト対策と合わせた内水対策が必要

基本方針規模の洪水における浸水範囲(遊水地整備後)



**土地利用規制**  
(貯留機能保全区域・浸水被害防止区域)

1. 大和川(奈良県域)における流域治水
2. 大和川遊水地による内水被害対策
3. 水害リスクを踏まえた土地利用規制の検討

## ○市街化調整区域における開発行為(特例)

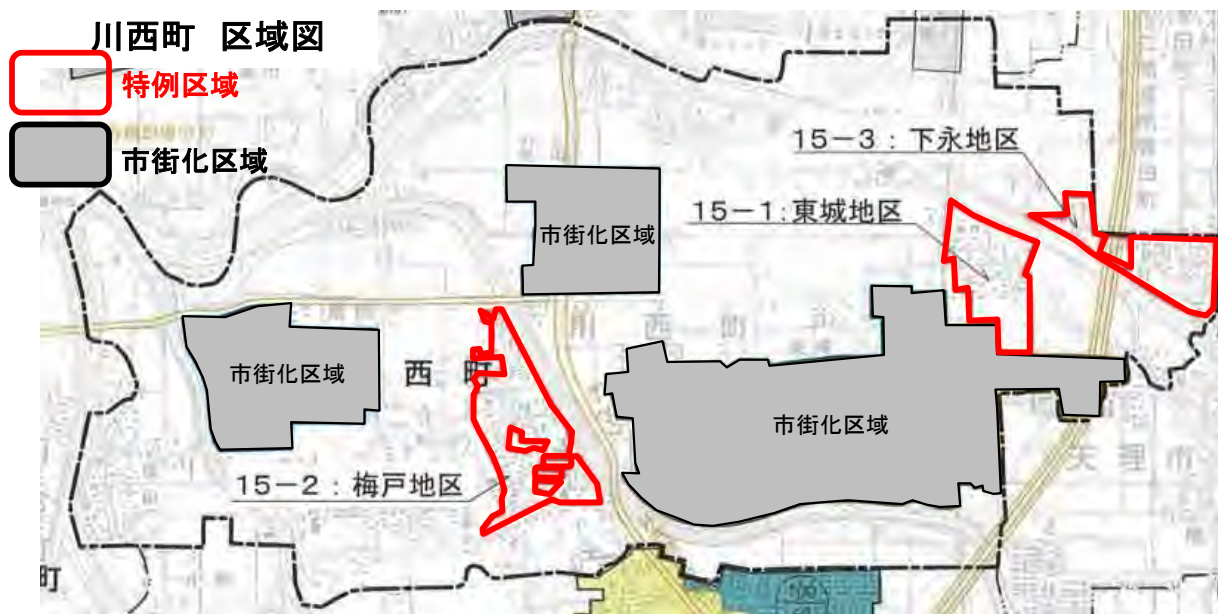
- 市街化調整区域においては、基本的に開発行為は認められないが、都市計画法の以下の条項に該当する場合は、特例要件として、例外的に開発が許可されている。

条項	定義	具体的事例等	
第29条 第1項	農林漁業のための建築物又はこれらの業務を営む者の住宅	-	
第34条	第1号	当該市街化調整区域に生活している者の日常生活に必要な利便施設、公益施設	小規模な店舗、地域住民のための公益施設等
	第2号	当該市街化調整区域内にある鉱物資源、観光資源の有効利用のための必要な施設	セメント製造業、粘土かわら製造業に供する施設等
	第3号	温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする施設	-
	第4号	当該市街化調整区域で産出される農産物、林産物、水産物の処理、加工に必要な施設	農産物の集出荷場 等
	第5号	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による施設	-
	第6号	都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他者との連携等に寄与する事業の施設	-
	第7号	市街化調整区域内の既存の工場と密接な関連を有する事業の施設で、事業活動の効率化を図るため、市街化調整区域内において建築することが必要なもの	-
	第8号	危険物の貯蔵又は処理に供する施設	火薬庫 等
	第8号の2	市街化調整区域のうち災害危険区域内に存する建築物等の移転を目的とした施設	-
	第9号	市街化区域内に建築することが困難又は不適當な施設	ドライブイン、ガソリンスタンド 等
	第10号	地区計画に適合した施設	-
	第11号	市街化区域に近接・隣接した地域のうち、条例で定めた区域・用途に適合する施設	一戸建て住宅、小規模な店舗 等
	第12号	条例で定めた区域・用途に適合する施設	集落内の分家、収用移転の住宅、指定既存 集落内の自己用住宅 等
	第13号	既存の権利の届出により、建築される施設	-
第14号	1～13号に掲げるもの以外で、開発審査会の議を経て、市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は不適當と認められた施設	農家の分家住宅、市街化調整区域内にある事業所のための住宅・寮、有料老人ホーム 等	

## ○市街化調整区域における開発行為(特例)

### 第34条 第11号の事例

市街化区域に近接・隣接した地域のうち、条例で定めた区域・用途に適合する施設



奈良県では既存集落の機能維持を目的に、市街化調整区域の既存集落において、新たな住宅等の立地を認めるための特例区域が条例で指定されており、川西町では東城地区、梅戸地区、下永地区が指定されている。



### 課題:新たに浸水被害対象の家屋が増加

▲制度開始から農地を含めた広範囲にわたって虫食いのなミニ開発が進んでいる

※地すべり防止区域や土砂災害警戒区域、L2浸水想定区域で3m以上または浸水想定時間72時間以上となる区域などは除き、一戸建住宅(3階以下)や店舗(床面積500m<sup>2</sup>以内)などの建築が認められている。

## ① 貯留機能保全区域

◎農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全

### 【指定方針】

○都市浸水想定区域やハード整備後においても浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や市街化編入抑制区域、住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮したうえで指定



(貯留機能保全区域の指定等)

第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

## ② 浸水被害防止区域

◎開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護

### 【指定方針】

○都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ等も参考として、現地の地盤の起伏や市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮したうえで指定



(浸水被害防止区域の指定等)

第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物(居室を有するものに限る。)の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。



## ■ 市街化編入抑制区域

	条件		家屋		都市計画区域	
	地形条件	対象降雨	家屋あり	家屋なし	市街化区域	市街化調整区域
市街化編入抑制区域	浸水深50cm以上	1 / 10	○	○	-	○

**凡例**  
○:対象になる  
-:対象外

## ■ 候補地抽出基準(案)

	条件		家屋		都市計画区域	
	地形条件	対象降雨	家屋あり	家屋なし	市街化区域	市街化調整区域
貯留機能保全区域	河川沿いの低地や窪地等	都市浸水想定(S57実績)	-	○	○	○
浸水被害防止区域	浸水深50cm以上	都市浸水想定(S57実績) ※重点地区は内水浸水想定(1/100)	○	○	○	○

**凡例**  
○:対象になる  
-:対象外

### 【考え方】

#### ○貯留機能保全区域

流域水害対策計画で定められた指定方針のとおり。

#### ○浸水被害防止区域

流域水害対策計画で定められた指定方針に基づき、さらに奈良県平成緊急内水対策事業(1/100目標)を実施する重点地区においては、**内水浸水想定(1/100)**の区域を対象とする。

## 【参考】市街化編入抑制区域・都市浸水想定・内水浸水想定

### ■ 市街化編入抑制区域



[対象降雨: 1/10]

### ■ 都市浸水想定(ハード整備後)



[対象降雨: S57実績]

### ■ 内水浸水想定(現況) ※重点地区

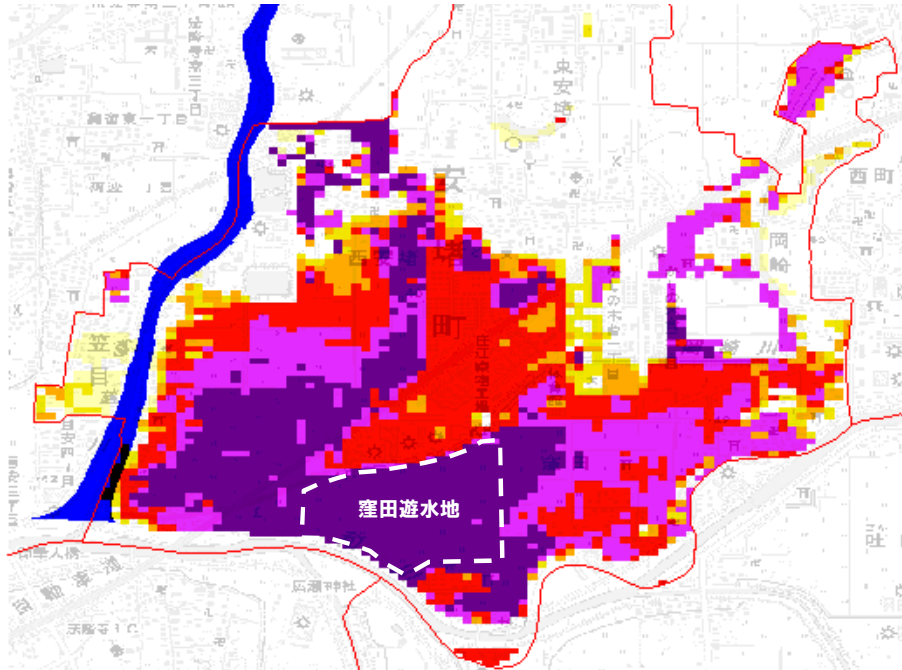


[対象降雨: 1/100]

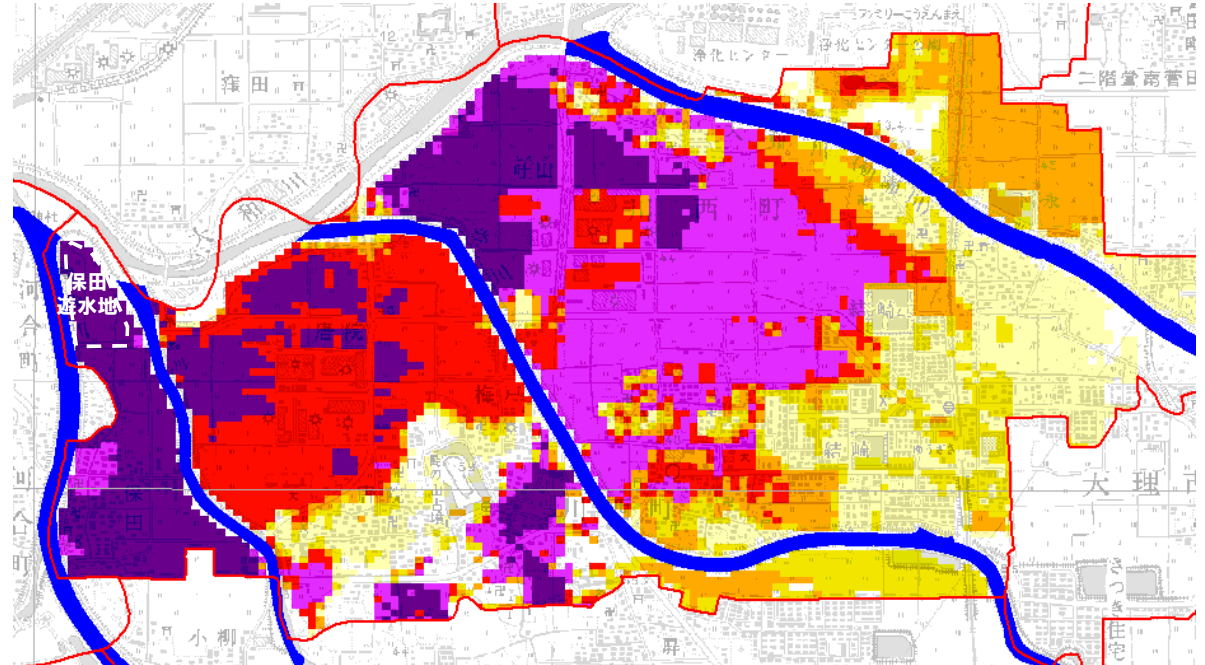
**凡例**

- : 河川
- : 市街化編入抑制区域 (浸水深0.5m以上)
- : 浸水深0.5m~3.0m
- : 浸水深0.5m未満
- : 農用地区域

安堵町(現況)



川西町(現況)



## 凡例

- 高頻度(1/10)
- 中高頻度(1/30)
- 中頻度(1/50)
- 中低頻度(1/100)
- 低頻度(1/200)
- 想定最大規模
- 市町界

※内水・外水考慮

## 【現状のまとめ】

- 奈良県では、平成29年10月台風第21号による大規模な内水被害が発生したことから、喫緊の課題である内水被害の解消に向け、「奈良県平成緊急内水対策事業」を流域内市町村と連携して、対策に必要な貯留施設の整備を進めるとともに、新たな浸水被害を発生させないため「市街化編入抑制区域」の指定が行われている。
- 一方、市街化調整区域では基本的には開発が認められていないが、都市計画法の特例措置において開発が可能な場合があり、浸水しやすい土地に小規模開発がされる実態があり、特定都市河川浸水被害対策法による土地利用規制により、都市計画法の特例措置に対しても開発規制や建築規制をかけ新たな浸水被害対象が生じないように取り組む必要がある。
- 今後、「大和川流域水害対策計画」に基づき、遊水地や河道掘削といった河川整備や、雨水貯留浸透施設・ため池などの流域対策とあわせて、「貯留機能保全区域」や「浸水被害防止区域」の指定を活用し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を進めていく。

## 【今後の課題】

- 内水外水対応型の遊水地として、洪水規模に応じた外水・内水取込の最適なオペレーション、内水取込樋門等の自動制御等についての技術的検討を進める。
- 流域内自治体及び関係住民に水害リスクマップによるリスクコミュニケーションを図りながら、土地利用規制の必要性や範囲、時期等に関して、自治体単位で検討を進める。
- 自治体の将来に向けたまちづくりを「立地適正化計画(防災指針を踏まえた居住誘導地区)」と「水害リスクマップ(現況・将来)」を踏まえ、関係機関が協働で検討を進める。



ご清聴ありがとうございました